（別紙２）

市民部窓口用封筒の作製及び寄贈に関する協定書

大牟田市（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、令和５年度大牟田市広告入り市民部窓口用封筒に係る寄贈希望者募集要領（令和４年１１月１日施行）に定める広告入り市民部窓口用封筒（以下「封筒」という。）の、作製及び寄贈に関し次のとおり協定する。

（総則）

第１条　乙は、地域経済の振興及び行政コストの削減等を目的として、乙の費用において封筒を作製し、甲に寄贈する。

（協定期間）

第２条　この協定の期間は、この協定を締結した日から第８条第２項の規定に基づき甲が回収日として指定した日までとする。

（封筒の使用期間）

第３条　甲による封筒の使用期間は、おおむね令和５年６月１日から令和６年５月３１日までとする。

（封筒の寄贈枚数）

第４条　乙が甲に寄贈する封筒の必要枚数は、次の各号に掲げる封筒の種別に応じ、当該各号に定める枚数とする。

(1)　Ａ４判用封筒　　４８，０００枚

(2)　Ａ５判用封筒　　１７，０００枚

２　甲は、封筒の使用期間中、前項に定める必要枚数を超えて封筒が必要になった場合は、乙に対し、封筒の追加寄贈を求めることができる。

３　乙は、前項の申出があった場合は、速やかにこれに応じるよう努めなければならない。

（封筒の作製）

第５条　乙は、別紙仕様書に従って封筒を作製しなければならない。

（封筒の作製に当たっての留意事項）

第６条　乙は、封筒の作製に当たっては、封筒の仕様、広告の内容等

についてあらかじめ甲と協議し、甲の承諾を得なければならない。

２　乙は、封筒の作製及び広告の内容について、大牟田市広告掲載要綱（平成１９年４月１日施行）、大牟田市広告掲載基準（平成１９年４月１日施行）及び大牟田市広告入り封筒の寄贈に関する要綱（平成１９年９月１３日施行）に定める事項を遵守しなければならない。

３　乙は、封筒の仕様、広告の内容等について甲から変更又は修正を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

（封筒の納入）

第７条　乙は、封筒を甲の連絡の都度、甲に納入するものとし、それぞれの納入枚数は甲が指定する。

２　前項の納入は、第１回の納入期限を令和５年５月２５日とし、残りの納入については、それぞれ甲が指定する日とする。

３　封筒の納入場所は、大牟田市市民部市民課とする。

４　乙は、封筒の納入に当たっては、１束１００枚ごとに区分し、箱にいれるものとする。

（封筒の回収）

第８条　乙は、第３条に規定する使用期間が経過したときは、未使用の封筒を回収し、これを廃棄しなければならない。

２　前項の回収は、1回とし、回収日、回収場所及び回収方法についてはそれぞれ甲が指定する。

３　甲は、回収日以降に未使用の封筒が発見されたときは、甲の責任において速やかにこれを廃棄する。

（使用の中止等）

第９条　甲は、乙及び第１１条第２項に規定する広告主の責めに帰する事由により、寄贈を受けた封筒が甲が使用する封筒として適当でないと認められるときは、当該封筒の使用を中止するとともに、乙に対し代替する封筒の提供を求めることができる。

２　前項の場合において、乙は、甲と協議の上、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（寄贈の取下げ）

第１０条　乙は、自己の都合により封筒の寄贈を取り下げるときは、

書面により甲に申し出なければならない。

（乙の責任）

第１１条　乙は、封筒の作製及び広告の内容について一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情等何らかの問題が生じたときは、直ちに問題解決のために対応するものとする。

２　乙は、乙以外のものが広告主となる場合は、当該広告主がこの協定に定める事項を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第１２条　乙は、この協定から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は担保に供してはならない。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）大牟田市有明町２丁目３番地
大牟田市長　関　　好　孝　　印

（乙）住所
商号又は名称
代表者名　　印

（別紙）

広告入り市民部窓口用封筒作製仕様書

１　封筒の材質　　再生紙又は上質紙、白無地又は明るい地色のもの

２　封筒の規格　　Ａ４判用封筒・Ａ５判用封筒

３　広告規格

・大牟田市広告掲載要綱及び掲載基準に適合したものとする

・市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等の広告を、８０％以上掲載するよう努めること

・市の掲載部分は、封筒の表面及び裏面それぞれの上部の７０％以上

・広告の掲載部分は、封筒の表面及び裏面それぞれの下部の３０％未満

・広告枠数は、表面及び裏面のそれぞれに１～２枠とし、色数は任意とする

・封筒に「この封筒は、広告主の協賛により寄贈されたものです。」と表示すること

４　寄贈者は、広告主の所在地が大牟田市内である場合は、広告主に承諾書（令和５年度大牟田市広告入り市民部窓口用封筒に係る寄贈希望者募集要領様式第２号）の提出を依頼し、これを提出すること。

　ただし、広告主の所在地が大牟田市外である場合は、広告主の本店所在地の税務署が発行する「納税証明書（その３の３）」又は「納税証明書（その３の２）」（いずれも令和４年１２月１日以降に発行されたもの）の提出を依頼し、これを提出すること。

５　寄贈者は、広告掲載内容審査申込書（令和５年度大牟田市広告入り市民部窓口用封筒に係る寄贈希望者募集要領様式第４号）を提出し、広告主及び広告内容について承認を受けること。